

新	旧
<p style="text-align: center;">品川区細街路拡幅整備要綱</p> <p>(対象となる道路)</p> <p>第3条 この要綱に基づく拡幅整備の対象となる道路は、<u>次の各号に掲げる道路とする。</u></p> <p>(1) <u>法第42条第1項第5号に規定する道路のうち特別区道および区有通路等区が管理している道路</u></p> <p>(2) <u>法第42条第2項に規定する道路のうち次に掲げる道路とする。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく開発許可を受けて行う開発行為の区域内に存する道路は対象外とする。</u></p> <p>ア 特別区道および区有通路等区が管理している道路</p> <p>イ 防災生活圏促進事業地区内に存する私道</p> <p>ウ 品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱(昭和63年1月29日区長決定。以下「指導要綱」という。)の適用を受ける私道</p> <p>エ 密集住宅市街地整備促進事業地区内に存する私道</p> <p>オ 通り抜けのできる私道</p> <p>カ 東京都建築安全条例第2条の適用を受ける角地で特別区道と交わる私道</p> <p>キ 不燃化推進特定整備地区内に在する私道</p> <p>ク 都市防災不燃化促進事業地区内に在する私道</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、区長が特に認める道路</u> <u>(協議図面の公開)</u></p> <p>第6条 <u>区長は、前条の協議において建築主等の同意があった場合、協議に係る配置図および道路断面、求積等の配置図に付随する図表を近隣建築等に関する調査の参考資料として、公開することができる。</u></p> <p>(舗装整備申請の手続き等)</p> <p>第7条 後退用地およびすみ切り用地の拡幅整備工事は、建築主等から工事の委託があった場合、区長が施工する。ただし、建築主等のうち指導要綱の適用を受ける開発を行う者および第10条第1項第2号で定める企業者以外の企業</p>	<p style="text-align: center;">品川区細街路拡幅整備要綱</p> <p>(対象となる道路)</p> <p>第3条 この要綱に基づく拡幅整備の対象となる道路は、<u>法第42条第2項に規定する道路のうち次に掲げる道路とする。</u></p> <p>(1) 特別区道および区有通路等区が管理している道路</p> <p>(2) 防災生活圏促進事業地区内に存する私道</p> <p>(3) 品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱(昭和63年1月29日区長決定。以下「指導要綱」という。)の適用を受ける私道</p> <p>(4) 密集住宅市街地整備促進事業地区内に存する私道</p> <p>(5) 通り抜けのできる私道</p> <p>(6) 東京都建築安全条例第2条の適用を受ける角地で特別区道と交わる私道</p> <p>(7) 不燃化推進特定整備地区内に在する私道</p> <p>(8) 都市防災不燃化促進事業地区内に在する私道</p> <p><u>ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく開発許可を受けて行う開発行為の区域内に存する道路は対象外とする。</u></p> <p><u>2 前項に掲げるもののほか、区長が特に認める道路</u> <u>(後退くい等の設置)</u></p> <p>第6条 <u>区長は、前条の協議があった場合、建築主等に対しくい等により後退線の位置を明示させることができる。この場合において、区長は、必要に応じて建築主等に後退くいを支給することができる。</u></p> <p><u>2 建築主等は、前項の規定により後退くい等を所定の位置に設置した後、その位置について区長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(舗装整備申請の手続き等)</p> <p>第7条 後退用地およびすみ切り用地の拡幅整備工事は、建築主等から工事の委託があった場合、区長が施工する。ただし、建築主等のうち指導要綱の適用を受ける開発を行う者および第10条第1項第2号で定める企業者以外の企業</p>

新	旧
<p>者は区長の指示に従って、自主施工するものとする。</p> <p>2 後退用地面およびすみ切り用地面と前面道路面との間に高低差がある場合、建築主等は、舗装整備工事前にあらかじめ舗装可能な状態にしておかなければならない。</p> <p><u>3 後退用地面、すみ切り用地面および拡幅整備工事に影響する範囲に支障物がある場合、建築主等は、舗装整備工事前にあらかじめ撤去または移設しておかなければならない。</u></p> <p>(後退用地の管理等)</p> <p>第9条 舗装整備が完了した後退用地およびすみ切り用地の維持管理等は、建築主等が行うものとする。<u>ただし、寄付または無償使用承諾のあった場合は、区が維持管理等を行うものとする。</u></p> <p>(整備の助成)</p> <p>第10条 区長は、細街路の拡幅整備を行った者で次の各号に掲げるものに対し、予算の範囲内において、<u>別表第1左欄に掲げる</u>整備に要した費用の一部を助成することができる。</p> <p>(1) 個人</p> <p>(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者である会社</p> <p>(3) 民法（明治29年法律第89号）<u>第33条</u>に規定する公益法人</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める者</p> <p>2 前項各号に定めるもののうち、指導要綱の適用を受ける開発を行う者、<u>2棟以上の建築を行う者および宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売を目的として建築または宅地開発を行う場合</u>は、前項の規定は適用しない。</p> <p>(後退用地等の寄付等)</p> <p>第12条 区長は、後退用地が特別区道、区有通路等、区が管理している道路に面した用地である場合は、所有者等に対し、後退用地およびすみ切り用地の寄付または無償使用について協力を求めるものとする。</p> <p>2 <u>区長は、第5条の規定による協議に基づく寄付または無償使用への協力の申し出のあった場合は、後退用地およびすみ切り用地の測量を行う。</u></p>	<p>者は区長の指示に従って、自主施工するものとする。</p> <p>2 後退用地面およびすみ切り用地面と前面道路面との間に高低差がある場合、建築主等は、舗装整備工事前にあらかじめ舗装可能な状態にしておかなければならない。</p> <p>(後退用地の管理等)</p> <p>第9条 舗装整備が完了した後退用地およびすみ切り用地の維持管理等は、建築主等が行うものとする。</p> <p>(整備の助成)</p> <p>第10条 区長は、細街路の拡幅整備を行った者で次の各号に掲げるものに対し、予算の範囲内において、整備に要した費用の一部を助成することができる。</p> <p>(1) 個人</p> <p>(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者である会社</p> <p>(3) 民法（明治29年法律第89号）<u>第34条</u>に規定する公益法人</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める者</p> <p>2 前項各号に定めるもののうち、指導要綱の適用を受ける開発を行う者および2棟以上の建築を行う者は、前項の規定は適用しない。</p> <p>(後退用地等の寄付)</p> <p>第12条 区長は、後退用地が特別区道、区有通路等、区が管理している道路に面した用地である場合は、所有者等に対し、後退用地およびすみ切り用地の寄付または無償使用について協力を求めるものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定により、寄付または無償使用承諾のあった後退用地およびすみ切り用地の測量、整備および管理等は区長が行う。ただし、建築主等のうち指導要綱の適用を受ける開発を行う者および第10条第1項第2号で定める企業</u></p>

新	旧
<p><u>3 建築主等は、後退用地またはすみ切り用地の寄付をするときは、当該部分を不動産登記法（平成16年法律第123号）第39条の規定による分筆の登記および同法第40条の規定による分筆に伴う権利の消滅の登記をするための手続をしなければならない。</u></p> <p><u>4 区長は、第5条の規定による協議に基づく寄付または無償使用承諾のあった後退用地およびすみ切り用地の管理等を行う。</u> (奨励金の交付申請)</p> <p>第13条 区長は、前条の規定により土地所有者が用地を寄付したときは、予算の範囲内において、奨励金を交付することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 他の法令等により道路整備が義務付けられている場合  (2) 指導要綱の適用を受ける開発を行う場合  (3) 第10条第1項第2号で定める企業者以外の企業者が建築等を行う場合  (4) 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売を目的として建築または宅地開発を行う場合</p> <p>2 前項の奨励金の交付を受けようとする土地所有者は別に定める奨励金交付申請書に係る書類を付して区長に申請しなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、土地所有者にその結果を通知しなければならない。</p> <p>4 第1項の奨励金は、別表2に掲げる額とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第11条の規定にかかわらず、区長は、この要綱の施行の日前に第5条の規定に基づく協議が成立している場合は、助成金を交付することができる。</u></p>	<p><u>者以外の企業者は区長の指示に従って、自主施工するものとする。</u></p> <p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第13条 区長は、前条の規定により土地所有者が用地を寄付したときは、予算の範囲内において、奨励金を交付することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 他の法令等により道路整備が義務付けられている場合  (2) 指導要綱の適用を受ける開発を行う場合  (3) 第10条第1項第2号で定める企業者以外の企業者が建築等を行う場合  (4) 宅地建物取引業法(<u>昭和27年法律第176号</u>)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売を目的として建築または宅地開発を行う場合</p> <p>2 前項の奨励金の交付を受けようとする土地所有者は別に定める奨励金交付申請書に係る書類を付して区長に申請しなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、土地所有者にその結果を通知しなければならない。</p> <p>4 第1項の奨励金は、別表2に掲げる額とする。</p>

新

〔別表第1〕  
工作物の移設等

助成金の内容			
工事種別	形式および要件		助成額
既存の塀の除却	タイプ1	鉄筋コンクリート造	高さ1.2m以下
	タイプ2		高さ1.2mをこえるもの
既存の擁壁の除却	タイプ1	ブロック	高さ1.2m以下
	タイプ2	大谷石積等	高さ1.2mをこえるもの
	タイプ3	鉄筋コンクリート造	高さ1.2m以下
	タイプ4		高さ1.2mをこえるもの
擁壁の築造	タイプ1	鉄筋コンクリート造	高さ0.5m以上、1m以下
	タイプ2		高さ2m以下
	タイプ3		高さ2mをこえるもの
後退部分の舗装	私道タイプタイプ1	透水性アスコン舗装総厚15cm	アスファルト混合物5cm 路盤材10cm
	タイプ2	アスコン舗装総厚20cm	アスファルト混合物10cm 路盤材10cm
境界緑石の設置	標準タイプ	鉄筋コンクリート地先境界ブロック	150×120×600
L形溝の設置	標準タイプタイプ1	鉄筋コンクリートL形溝	250用、300用 砕石基礎
	タイプ2	鉄筋コンクリートL形溝	250用、300用 コンクリート10cm基礎
樹木の移植	標準タイプ	目通り15cm以上	
下水道設備の移設			
上水道設備の移設	法第6条（法第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定により建築確認の申請をするときを除く。		設備所有者が負担すべき相当額の80%
ガス設備の移設			
電柱類の移設			NTT、東電等との協議による負担額
その他	区長が特に必要と認めたもの。		実情に応じた額

備考：助成金額の合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

〔別表第2〕  
奨励金

100,000円/㎡ (限度額：2,000,000円/件)
----------------------------------

旧

〔別表第1〕  
工作物の移設等

助成金の内容			
工事種別	形式		助成額
既存の塀の除却	タイプ1	鉄筋コンクリート造	高さ1.2m以下
	タイプ2		高さ1.2mをこえるもの
既存の擁壁の除却	タイプ1	ブロック	高さ1.2m以下
	タイプ2	大谷石積等	高さ1.2mをこえるもの
	タイプ3	鉄筋コンクリート造	高さ1.2m以下
	タイプ4		高さ1.2mをこえるもの
擁壁の築造	タイプ1	鉄筋コンクリート造	高さ0.5m以上、1m以下
	タイプ2		高さ2m以下
	タイプ3		高さ2mをこえるもの
後退部分の舗装	私道タイプタイプ1	透水性アスコン舗装総厚15cm	アスファルト混合物5cm 路盤材10cm
	タイプ2	アスコン舗装総厚20cm	アスファルト混合物10cm 路盤材10cm
境界緑石の設置	標準タイプ	鉄筋コンクリート地先境界ブロック	150×120×600
L形溝の設置	標準タイプタイプ1	鉄筋コンクリートL形溝	250用、300用 砕石基礎
	タイプ2	鉄筋コンクリートL形溝	250用、300用 コンクリート10cm基礎
樹木の移植	標準タイプ		目通り15cm以上
下水道設備の移設			
上水道設備の移設			設備所有者が負担すべき相当額の80%
ガス設備の移設			
電柱類の移設			NTT、東電等との協議による負担額
その他	区長が特に必要と認めたもの。		実情に応じた額

備考：助成金額の合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

〔別表第2〕  
●奨励金

100,000円/㎡ 限度額 2,000,000円/件
--------------------------------